

日本観光経営学会誌「観光マネジメント・レビュー」

— 投稿規定 —

日本観光経営学会 編集委員会

2020年4月20日制定

1. 学会誌の名称

学会誌の名称は「観光マネジメント・レビュー（英語名：Japan Tourism Management Review）」とし、年1回刊行する。

2. 目的

本誌は本学会会員の研究発表にあてる。ただし、編集委員会が認めた場合はこの限りではない。

3. 投稿資格

本学会会員（正会員・準会員）とする。共著者に会員以外の者を含めることができるが、第一著者は会員でなければならない。ただし、編集委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。会費未納会員の投稿は受け付けない。なお、共同執筆の場合は、投稿申込書に分担箇所あるいは役割を明記すること。

4. 掲載内容とその区分

本誌に掲載される内容は、原則として観光経営ならびに観光産業に関する未刊行（口頭発表及び発表要旨は除く）の論文、実践論文、書評などとする。ただし、本学会の年次大会にて発表し学術論文集にフルペーパーとして掲載された内容については、大幅な加筆・修正によって内容に新規性が確保されている場合に限り、編集委員会での審議により掲載を認めることがある。その際、年次大会学術論文集に掲載された内容に加筆・修正を加えたことを「付記」として論文の最後に記載することとする。なお、審査過程にある投稿論文は、同時に他機関の各種出版物への投稿及び Web 等による公表をしてはならない。

5. 投稿原稿の種類別

- ・論文：論理的または実証的研究の成果として、高度な学術的オリジナリティと完成度を有する論文。または観光経営及び関連する学問領域における研究動向や議論等を紹介し、評論または観光経営及び関連する学問領域における新たな研究課題の提起を行う論文。
- ・実践論文：観光地や企業経営、マーケティング、戦略論、サービス提供等、日常業務から得た実証データや実践事例を分析したものであり、事例や実践内容、またはその分析手法において高度なオリジナリティと知見を有する論文。または観光地、観光関連業界における動向や課題等を、日常業務から得た実証データや実践論文の分析を通じて紹介し、将来の観光地や観光業界の展望を議論した論文。
- ・その他：書評、学会報告、海外視察報告、観光経営や観光産業についての意見や提言など。

6. 投稿原稿の量

原稿の長さは、図表・要旨等を含めた刷り上がり頁数で、論文と実践論文は原則18頁以内、その他は原則2～5頁とする。この長さを超えるものでも、編集委員会が認めた場合はこの限りではない。

7. 執筆要領

投稿原稿は所定の執筆要項に従うこととする。

8. 投稿の手続き

投稿に際しては、本文とは別に、所定欄に必要事項を明記した投稿申込書を付け、Microsoft Word 及び Adobe PDF のファイル形式で、提示された期日までに編集委員会事務局宛にメールで送付すること。なお、不測の事態に備え、掲載が完了するまで、投稿者はすべての提出ファイルのコピーを保持すること。

9. 投稿原稿の採否

投稿された原稿は、審査によってその掲載の可否を決定する。審査の対象や方法は以下の通りとする。

- ・論文・実践論文：編集委員会を選んだ複数の査読者によって閲読され、その意見にもとづき編集委員会は投稿者へ加筆・修正の依頼および掲載の可否の判断を行う。
- ・その他：編集委員会によって閲読され、掲載の可否の判断を行う。編集委員会は投稿者へ加筆・修正の依頼を行うことがある。また編集委員会において必要と判断された場合、閲読を外部に依頼することができる。

加筆・修正を求められた場合には速やかに再投稿すること。再投稿の際には、原稿本体に加筆・修正の履歴を残して修正する。ただし、返送から1ヶ月経過しても連絡がない場合には、投稿を取り下げたものとみなす。

10. 校正

組版後に投稿者の責任で初校を行うが、校正は印刷上の訂正に限って認めるものとし、図表の修正・移動を含む原稿改訂は原則として認めない。また、編集委員会の責任において、多少の字句を訂正することができる。

11. 経費負担

原稿掲載料は徴収しない。ただし刷り上がり頁数が上限頁数を超えた場合には、1ページにつき10,000円の超過料金を請求することがある。また、図版の作成直しや特殊な印刷を必要とする場合には執筆者に実費を請求する。抜刷を希望する場合は実費を負担するものとする。

12. 著作権

ただし、掲載後に第一著者または共著者が学術教育目的等で利用（著者または共著者自身による編集著作物への掲載や複写物配布等を含む転載）することは許諾する。その場合、第一著者または共著者は当学会に許諾を申請する必要はないが、当該編集著作物に出典（学会誌名、巻号ページ、出版年）を記載しなければならない。

13. 投稿規定の改正

投稿規定は編集委員会の議決により改正することができる。